

新型コロナウイルス感染症対策についての 登園可否の判断と対応

新型コロナウイルスにつきまして、感染の有無を調べるPCR検査を受けた場合の対応について、ご相談を受けましたので、市当局の考え方にに基づき、以下の通り園としての対応をお知らせいたします。ご確認ください。登園判断の参考になさってください。

PCR検査の対象となった場合

○子ども、同居している家族が、PCR検査を受ける場合は、結果が判明するまで登園を控えてください。

例1 同居家族の職場や学校(小中学校含む)で検査対象となった方がいる。

→同居家族が濃厚接触者でない場合は登園できます。

例2:学校の生徒や先生で陽性となった者がいる。

→園児の同居家族(兄弟など生徒)が検査対象でなければ登園できます。

例3:職場で陽性者が出て、保護者が濃厚接触者とされ、PCR検査を受けた、もしくは検査待ちである。

→登園を控えてください。

例4:3日前に遊びに来た友人がPCR検査を受けたい。

→園児やご家族が検査対象でなければ、登園できます。逆に濃厚接触で検査対象となった場合は、登園を控えてください。

この他、様々なケースが考えられますが、不明の場合は本園事務室、または「帰国者・接触者相談センター(222-3421,土・日・祝日を含む24時間対応)」にお尋ねください。

○検査の有無に関わらず、発熱や咳などの風邪症状がある場合は、できるだけ登園を控えてください。

○同居している家族の方が、PCR検査を受けることになった場合は必ずご連絡ください。結果についてもお知らせください。

検査結果が陽性となった場合

京都市の、8月7日現在の方針は以下の通りですが、園の状況によっては対応の仕方が大きく変わることもあり(たとえば当園の場合、本園と分園をどう考えるのかなど)、下記の基本をベースとして、ケースバイケースの対応になると考えられるため、感染が分かった段階で、市当局の指示を受け、保護者の方への周知、お願いをすることとなります。

利用児童や職員等の感染が判明した場合

▽感染者の最終利用(出勤)日から14日間の臨時休所とする。

▽改めて施設消毒を行うとともに、臨時休所期間中は、職員等及び児童に自宅待機と健康観察を依頼し、症状が現れた場合は必ず速やかに施設及び本市への相談を周知徹底する。

▽本市基準に基づき、保健福祉局と連携し、施設職員等や利用児童全員について接触状況を確認のうえPCR検査を実施する。

保護者の感染が判明した場合(保護者のみ感染)

保護者の感染可能期間内に接触した職員は、最終接触日から14日間は出勤を控えるとともに、保健福祉局と連携しPCR検査を実施する。また、子どもの登園を控えるよう要請する。

園として、感染が広がらないことを願うばかりですが、残念ながら事態が生じた場合、そのお知らせと対応については、当園ホームページに掲載します。

最後に、感染されて一番つらい思いをしているのは、ご本人と、ご家族です。そのことを忘れずに、近くで、あるいは園で感染者が出て、特定しようとして、非難するようなことはせずに、配慮、思いやりを忘れないでください。